

平成 29 年度税制改正に関する重点要望項目

全国青年税理士連盟

◀税制改正に対する基本的な視点▶

- 主権者である納税者自らが改正プロセスに参画できる租税制度の実現
- 不合理・不公平な税制を是正し、より公平な社会の実現
- 格差是正と税の持つ富の再分配機能の回復

【国税通則法・納税環境整備】

1. 国税通則法の目的規定を見直し、かつ、納税者権利憲章を制定すること

OECD加盟国をはじめ多くの国々では、納税者の権利を積極的に認め、法令上これを明記するとともに、納税者権利憲章等として文書化することで、納税者の協力を得て円滑な税務行政を実現するといった新しい税務行政の在り方にシフトしてきている。そこで、世界の非常識であるわが国の税務行政の遅れを速やかに改善すべく、国税通則法第 1 条（目的）に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」及び「納税者の権利利益の保護」の文言を盛り込むとともに、納税者の権利を力強く、格調高く宣言する納税者権利憲章（納税者権利基本法）を早急に法律により制定すべきである。

2. 立法過程の透明化を図ること

「税は国家なり」と言われるように、主権者である国民は、納税と税の使途の双方について、自ら決定する立場にあり、税の創設や税制の改変の際には、政府は、国民が内容について判断できるための情報を提供しなければならない。ところが先般の軽減税率の導入を巡る議論で露呈したように、実際には国民不在のまま決定されるといった不透明な立法手続となっている。そこで主権者である国民が税制に関する議論の内容を正しく理解し判断することができるように、立法過程の透明化・可視化を法により強制すること、および、主権者である国民が税制改正に関し意見を述べる機会を保証する仕組みを取り入れるべきである。

【所得税】

3. 基礎的な人的控除を引き上げ、年少扶養親族に対する扶養控除を復活させること

人的控除をはじめとする所得控除は、憲法に定める生存権に基づき、最低生活費には課税しないという考え方から控除されるものであるが、国民の基礎的な部分を保証するための金額が 38 万円というのはあまりにも低い金額である。また、年少者（16 歳未満）に対する扶養控除は子ども手当の財源としてその制度が廃止されたのであるが、その後、子ど

も手当が廃止（児童手当へ改組）されたにも関わらず当該制度は廃止されたままである。そこで、基礎的な人的控除（基礎控除、扶養控除、配偶者控除）についてはその控除額を大幅に引き上げるとともに、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から、早急に16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）も控除対象扶養親族に含めるべきである。

4. 不公平な税制を助長させるような分離課税は廃止し、土地建物等の譲渡所得については当然に損益通算及び損失の繰越を認めること

所得税は担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としているが、分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が、高所得者については軽減され、逆に、低所得者については本来よりも加重される場合が生じており、総じて高額所得者に有利に作用することとなる。そこで、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等及び土地・建物等の譲渡所得に対する課税方法については、分離課税を廃止し、原則通り、総合課税とすべきである。また、土地・建物等の譲渡所得に損失が生じたとき、その損失は損益通算及び繰越控除が認められないこととされているが、これは担税力を失った部分に課税が及ぶことになり適当ではないため、その譲渡損失について、損益通算及び繰越控除がされるべきである。

【法人税】

5. 法人税率の安易な引下げを行わないこと

日本国憲法の命ずるところにより、税制は公平に応能負担原則に従って構築されなければならない。そのためには、所得課税や資産課税といった担税力に優れた税制に補完的に消費課税を組み合わせることが望ましいとされる。しかし、社会保障の財源不足により消費税率の引上げを国民に対し強制する状況での法人税の減税となれば、我が国の税制全体としての信頼性を損ね、さらには法人の内部留保が蓄積されやすい現状を踏まえれば、垂直的公平性への逆進性を強める結果となり、所得の再分配性の確保が難しくなる。そこで、税制における基本的な考え方である公平性、中立性を損なわないためにも、法人税率の安易な引下げは行ってはならない。

【消費税】

6. 消費税の軽減税率を導入しないこと

平成29年4月の消費税率引上げ時に予定されている軽減税率の導入により、その効果として期待されている消費税の逆進性の緩和については、比較的支出額の多い富裕層に対する負担軽減となることが懸念されている。また、当連盟が予てより指摘する線引きの複雑さが、新たな不公平を生みだし、その判断をする者には巨大な利権が発生すると指摘しているところ、水道、電気、ガスといった生活に不可欠な支出に対する軽減措置を議論の

対象とはせず、事前の議論にまったく挙がっていなかった新聞業界への優遇措置が突然講じられることとなり、低所得者対策とは程遠い不公平な制度にしようとしていると言わざるを得ない。さらに、選挙対策という観点から特定の政党へ配慮すべく、公平性を求められるべき税制が国民の目に触れず歪められて決定された過程も含めて、大きな問題があると言わざるを得ず、導入してはならない。

7. 現行の消費税の納税義務の判定基準を廃止すること

消費税は原則として前々年又は前々事業年度の課税売上高を基準とする基準期間方式により納税義務の有無を判定しているが、この基準期間による判定では、当該課税期間の売上高とは無関係に納税義務の適用の有無が判断され、現在の企業規模を反映せず極めて不合理である。そこで、現行の消費税の納税義務の判定基準を廃止し、原則としてすべての事業者を納税義務者（課税事業者）とすべきである。また、当該課税期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者について、配慮が必要な場合は申告不要制度を創設することにより対応すべきである。

8. 簡易課税制度を廃止すること

簡易課税制度は、小規模事業者の事務処理負担等を考慮して、みなし仕入率を利用した簡易な仕入控除税額の計算方法で消費税の申告ができるように導入された制度であるが、事業区分の判断が困難であり、一概に簡易的な計算方法とは言えない状況がある。また、みなし仕入率と実際の仕入率とのかい離が大きい場合もあり、益税や損税の問題も生じている。そこで、当該制度を廃止し、消費者に対する消費税制度の信頼性を確保するためにも、すべての事業者が一般課税の方法により仕入控除税額を計算し納付すべき消費税額とする方法に改めるべきである。なお、小規模事業者の急激な税負担増加に対する配慮としては、消費税の導入当初に設けられていた限界控除制度のような措置をとるべきである。

9. インボイス制度を導入しないこと

インボイス制度として適格請求書の発行を制度化する方針であるが、事業者が課税仕入とするためには、この適格請求書を保存する義務がある。適格請求書を交付できるのは免税事業者以外で、交付の登録を受けた適格請求書発行事業者のみとなるため、免税事業者が取引先から排除、あるいは仕入税額控除できない金額に相当する額の値引きを求められる事態が想定され公平性を欠くこととなる。またインボイス制度導入により、発行者側においてはレジシステムの更新に係る費用、購入者側においては経理処理の複雑化が想定され、数多くの事業者にも多大なる負担を押し付けることになるため、軽減税率の反対と合わせてインボイス制度についても導入してはならない。

【相続税】

10. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等は廃止すること

教育費に関する非課税規定は、既に相続税法第21条の3第2項により規定されており、「教育資金贈与制度」を利用するのは、現時点でまとまった金銭を保有し、孫等の教育資金に充てることができる富裕層だけである。格差の拡大が社会問題化している中、応能負担原則の観点からは税の持つ所得等の再分配機能を回復させることが検討されるべきであるが、「教育資金贈与制度」はそれに逆行する措置であり、親世代の資力によって子供世代の教育水準に格差が生じる弊害を助長するものである。そこで、このような富裕層だけに優遇を与えるといった不公平税制は即刻廃止すべきである。また、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」についても同様に、廃止すべきである。

【共通事項・その他】

11. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すること

一定の個人医院を営む医師等又は医療法人については、概算経費率を用いる「社会保険診療報酬の所得計算の特例制度」が設けられているが、これは国民皆保険制度の定着のための政治的な判断に税制が配慮したことに端を発して設けられた制度であり、当初の目的は既に達成されているものと考えられる。そのため正確な記帳制度に基づく所得計算が原則である申告納税制度を否定する概算経費での申告納税制度を残置する必要性はなく、課税の公平の見地からもこの特例は廃止すべきである。

12. 租税特別措置法を大幅に縮小又は廃止すること

現在、「経済政策」の名のもとに、数多くの政策税制措置である租税特別措置法の制定が図られており、これは特定の政策目的を達成するためのものであるが、適用対象業種や規模が限定され、また既得権益化されて、税負担の公平性を損ない、税制をいたずらに複雑化させる要因となっている。そこで、今こそ租税原則の原点に立ち返り、既存の特別措置の項目について、ゼロベースから見直し、政策目的の薄れたもの、実情に合致しなくなったもの、不公平現象が顕著なもの、一部の法人だけに適用されるものについては、直ちに縮小又は廃止すべきである。

連絡先： 全国青年税理士連盟 事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木リビン 401号

電話：03-3354-4162 メール：zensei@khaki.plala.or.jp